

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の許可に関する包括同意基準

1 趣旨

この基準は、鎌倉市建築審査会（以下「建築審査会」という。）が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可に関する同意を求められた場合、当該許可に係る建築物について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める一定範囲の計画についてあらかじめ包括的に同意を与えることにより、手続の簡素化及び申請者の負担の軽減を図るものである。

2 適用基準

この基準は、次のいずれかに該当する建築物に適用する。

- (1) 法第 43 条第 2 項第 2 号許可取扱基準（以下「許可取扱基準」という。）3(1)の基準に適合する建築物のうち、次の基準に適合するもの。
 - ア 建築物の敷地が接する広場等の種類は、社寺の境内地に限る。
 - イ 既存建築物の建替えて、床面積の合計が 200 平方メートル以下又は建替え前の床面積の合計の 1.2 倍以内であること。
 - ウ 地階を除く階数が 2 以下の一戸建ての住宅（兼用住宅を除く。以下同じ。）又は社寺の境内地の維持管理及び一体的利用のために必要と認められるものであること。
- (2) 許可取扱基準 3(2)の基準に適合する建築物のうち、次の基準に適合するもの。
 - ア 床面積の合計が 1,500 平方メートル以下であること。
 - イ 階数が 3 以下であること。
- (3) 許可取扱基準 3(3)の基準に適合する建築物で、同アの規定に該当するものにあつては、次の基準に適合するもの。
 - ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下又は建替え前の床面積の合計の 1.2 倍以内であること。
 - イ 地階を除く階数が 2 以下（一戸建ての住宅においては、地階を除く階数が 3 以下。）であること。
- (4) 許可取扱基準 3(3)の基準に適合する建築物で、同イの規定に該当するものにあつては、次の基準に適合するもの。
 - ア 床面積の合計が 200 平方メートル以下又は建替え前の床面積の合計の 1.2 倍以内であること。
 - イ 地階を除く階数が 2 以下（一戸建ての住宅においては、地階を除く階数が 3 以下。）であること。
- (5) 許可取扱基準 3(3)の基準に適合する建築物で、同ウの規定に該当するものにあつては、次の基準に適合するもの。
 - ア 当該通路の幅員は 1.5 メートル以上であること。
 - イ 建築物の用途は、一戸建ての住宅で、床面積の合計が 100 平方メートル以下又は建替え前の床面積の合計の 1.2 倍以内であること。
 - ウ 地階を除く階数が 2 以下であること。

エ 耐火建築物及び準耐火建築物以外である場合には、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に特定防火設備又は防火設備を有すること。

- (6) 許可取扱基準 3 (3)エの基準に適合する建築物
- (7) 許可取扱基準 3 (3)オの基準に適合する建築物
- (8) 許可取扱基準 3 (3)カの基準に適合する自動車車庫

3 適用基準の特例

この包括同意基準に適合するものであっても、この基準によることが適当でないと特定行政庁が判断した場合は、個別に建築審査会の同意を求めることができる。

4 建築審査会の同意

この包括同意基準に基づいてなされた許可については、あらかじめ建築審査会が同意を与えたものとみなす。

5 建築審査会への報告

特定行政庁は、この包括同意基準により法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可をした場合は、当該許可の後初めて開催される建築審査会に、当該許可に関する建築計画を報告しなければならない。

付 則

この基準は、平成11年 5 月11日から施行する。

付 則

この基準は、平成11年 6 月29日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年11月18日から施行する。

付 則（平成24年 1 月25日鎌倉市建築審査会承認、同年 5 月10日市長決裁）

この基準は、平成24年 5 月10日から施行する。

付 則（平成28年 3 月24日鎌倉市建築審査会承認、同年 5 月14日市長決裁）

この基準は、平成 28 年 5 月 14 日から施行する。

付 則（平成 30 年 10 月 4 日鎌倉市建築審査会承認、同年 11 月 5 日市長決裁）

この基準は、平成 30 年 11 月 5 日から施行する。